

日本 ESD 学会選挙規定

第 1 章 総則

第 1 条 (目的) 本規定は、日本 ESD 学会会則 (以下「会則」という) 第 10 条、第 11 条及び第 13 条に規定する会長、評議員及び会計監査の選挙の方法等について定める。

第 2 章 選挙管理委員会

第 2 条 (選挙事務の管理) 選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

第 3 条 (選挙管理委員会) 選挙管理委員会の委員は、会員の中から若干名を会長が指名し、評議員会の承認を得た者とする。

2 会則第 9 条に定める役員は、選挙管理委員会の委員になることはできない。

3 委員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、会長はその委員を指名から外すものとする。但し、(3) 及び (4) の場合においては、評議員会の同意を得なければならない。

(1) 選挙権を有しなくなった場合

(2) 会長または会計監査候補者として推薦された場合

(3) 心身の故障のために任務を執行することができない場合

(4) 委員としての義務の違反、その他委員としてふさわしくない行為があった場合

4 会長は、前項により指名をはずす場合、その他不測の事態に備えて予め補欠委員の指名を行うことができる。補欠委員においても評議員会の承認を得た者とする。

5 委員の任期は 2 年とする。補欠委員の任期は、その前任者の残存期間とする。

6 委員長は、委員の互選とする。

7 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を統括する。

8 前各項に定めるものの他、選挙管理委員会の運営に関し必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

9 選挙に関する事務は、学会事務局が行う。

第 3 章 選挙権及び被選挙権

第 4 条 (選挙権及び被選挙権) 選挙が告示された時点で、当該年度の会費を納めている日本 ESD 学会正会員は、選挙権及び被選挙権を有する。

第 4 章 選挙期日

第 5 条 (選挙の期日) 選挙は役員改選の年に評議員会の議により投票締切日を定めて行う。原則として隔年の 1 月に公示を行う。

第 5 章 投票

第 6 条 (選挙の方法) 選挙は投票により行う。

第 7 条 (投票) 選挙は正会員および団体会員 (代表者が 1 票を持つ) による無記名投票とする。

2 投票は、選挙管理委員会から送られた投票用紙により郵送にて行う。

- 3 投票用紙は、投票締切日の1か月前までに選挙人に交付しなければならない。
- 4 投票用紙の様式及び投票の方法は、この規定で定めるものの他は、選挙管理委員会が定める。
- 5 選挙人は、被選挙人名簿の中から、会長候補者1名及び会計監査2名を選び、これを無記名で送付する。
- 6 選挙人は、被選挙人名簿の中から、評議員会が定める評議員候補者の人数以内を選び、これを無記名で送付する。
- 7 同一氏名の候補者がある場合は、氏名とともに候補者を区別することができる情報を記載する。

第6章 開票

第8条（開票）開票は選挙管理委員会が行う。

第9条（投票の効力）投票の効力は、選挙管理委員会の決定による。

- 1 以下の場合は全ての投票を無効とする。
記名投票した場合、定数を越える氏名を書いた場合および所定の用紙を用いない場合
- 2 以下の場合は当該の氏名の者を無効とする
同一人の氏名を2つ以上書いた場合および被選挙人以外の氏名を書いた場合

第10条（保存）投票は、有効無効を区別し、選挙管理委員会において当該選挙にかかる会長、評議員または会計監査の任期の間保存しなければならない。

第7章 候補者

第11条（候補者の推薦）選挙権を有する者が被選挙権を有する他人を会長または会計監査の候補者としてしようとするときは、本人の承諾を得て、選挙権を有する者5人の連署をもって、選挙の告示があった日から2週間以内に、選挙管理委員会が定める方法で選挙管理委員長にその推薦の届出をする。

- 2 届出には、会長または会計監査の候補者となる者の氏名、連絡先、その他選挙管理委員会が定める事項を記載しなければならない。

第8章 当選人

第12条（当選人）会長選挙においては、開票の結果、有効投票の過半数を得た者を当選人とする。但し、過半数に達しない場合は、上位2名の者により再投票を行い、当選人を決定する。

- 2 会計監査選挙においては、有効投票の最多数を得た者から順に2名を当選人とする。
- 3 評議員選挙においては、有効投票の最多数を得た者から順に定数を当選人とする。
- 4 得票数が同じ者から当選人を決めなければならないときは、選挙管理委員会において、委員長がくじでこれを定める。
- 5 当選人が決定したときは、選挙管理委員会は速やかに選挙結果を公示する。
- 6 当選人は、被選挙権を有しなくなったときは、当選を失う。
- 7 当選が無効となったときは、選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第9章 規定の変更

第13条（規定の変更）本規定の変更は評議員会の承認を必要とする。

附則

1. 本規定は2017年12月1日から適用する。